

m a c 香川町店 (No.1397)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 24 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 8 年 3 月 10 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 香川町店
高松市香川町大野字墓堂 100 番 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から提出があった意見の概要
(意見の内容)
 - ・新設店舗北側の県道 170 号岡本香川線は、北側に歩道があるものの、南側は縁石が無く、専用歩道が無い道路である。また、店舗北東端部の外側には車両一方通行である市道舟岡南線の出口があり、三叉路になっている。店舗搬出入車両や周辺の交通安全確保に、十分配慮をお願いします。
(意見の理由)
 - ・当該店舗から県道 170 号線に沿った西方向には大野小学校や香川中央高等学校があり、また、塩江街道（県道 280 号線）の南方面には香川第一中学校があり、児童や自転車通学の生徒が通るため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 24 日まで